

# 平成25年度三股町の『健全化判断比率』及び『資金不足比率』について公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政早期健全化を目的とした『健全化判断比率(4指標)』及び『資金不足比率』について、平成25年度決算に基づき算定した結果を公表いたします。

## ○ 健全化判断比率(4指標)及び資金不足比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率については、いずれも基準を下回っています。

指 標		三股町の算定結果 (平成25年度決算)		早期健全化基準 (オーバーすると黄色信号)	財政再生基準 (オーバーすると赤信号)
4 指 標	① 実質赤字比率	※1	— %	14.78 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	※1	— %	19.78 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率		7.4 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	※1	— %	350.0 %	財政再生基準なし
⑤ 資金不足比率		※2	— %	経営健全化基準(オーバーすると黄色信号) 20.00 %	

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、三股町は算定の結果が黒字であるため「—%」となります。

※2 資金不足比率については、三股町は算定の結果が資金不足額はなく余剰額があるため「—%」となります。

### ① 実質赤字比率

・標準財政規模に対する、歳出総額から歳入総額を差引いた額の割合

**家計に例えると、年収に対しその年の赤字がいくらあるかという割合**

【対象会計】普通会計(三股町は一般会計のみ)

普通会計 歳入	
普通会計 歳出	黒字

三股町の場合、歳入が歳出よりも239,468千円多く、黒字であるため、「—%」となります。

### ② 連結実質赤字比率

・標準財政規模に対する、全会計の赤字額から黒字額を引いた額の割合

**家計に例えると、年収に対し家族全員の赤字がいくらあるかという割合**

【対象会計】全会計(普通会計、公営企業会計、公営企業以外の特別会計)

全会計 歳入(収益)	
全会計 歳出(費用)	黒字

三股町の場合、全会計において総額889,875千円の黒字であるため、「—%」となります。

### ③ 実質公債費比率

・標準財政規模に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合の3ヶ年平均値

**家計に例えると、年収に対し借金返済額がいくらあるかという割合**

【対象会計】全会計、一部事務組合、広域連合

借金返済額	—	返済特定財源	= 実質公債費比率
年 収	—	返済特定財源	

$$\frac{\text{一昨年度 実質公債比率 } 4.1\% + \text{昨年度 実質公債比率 } 4.8\% + \text{今年度 実質公債比率 } 13.4\%}{3\text{ヶ年}} = 7.4\%$$

### ④ 将来負担比率

・標準財政規模に対する、一般会計等の負担する退職手当等の実質将来負担額の割合

**家計に例えると、年収に対し現在確定している将来負担する額(負債)がいくらあるかという割合**

【対象会計】全会計、一部事務組合、広域連合、地方公社等

将来負担額	—	貯金等の財源
年 収		

三股町の場合、将来負担額から貯金等の財源を差引くと579,184千円となり、余剰額が見込めることとなり、年収4,784,125千円との比率に対する表示は「—%」となります。

### ⑤ 資金不足比率

・各公営企業会計の事業規模に対する、企業ごとの資金不足額の割合

**家計に例えると、自分以外の家族がいくら資金が不足しているかという割合**

【対象会計】公営企業会計(水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)

資 産(歳入)	
負 債(歳出)	余剰額

三股町の場合、資金余剰額が292,958千円となるため、「—%」となります。